

一抜け方式対象工事一覧表

本件は一抜け方式を適用する入札案件である。

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

本件と同一日時に入札に付す一抜け方式の対象工事は、次表（一抜け方式対象工事一覧表）のとおりとし、取り扱いは次のとおりとする。

入札方法：一般競争入札（ダイレクト入札）

開 札 日：令和8年5月26日

落札決定順位	工事名	工事場所
1	越谷市立荻島小学校照明器具ＬＥＤ化工事	越谷市大字南荻島９０２番地
2	越谷市立川柳小学校照明器具ＬＥＤ化工事	越谷市川柳町一丁目４７１番地の１
3	越谷市立明正小学校照明器具ＬＥＤ化工事	越谷市川柳町一丁目４０１番地
4	越谷市立武蔵野中学校照明器具ＬＥＤ化工事	越谷市大間野町四丁目３５７番地
5	越谷市立新方小学校照明器具ＬＥＤ化工事	越谷市大字北川崎１７８番地

- 1 落札者の決定は、落札者決定順位欄に記載の番号順に行う。
- 2 先の案件で落札者となった者が、その後の案件の落札候補となった場合はその入札を無効とする。
- 3 2にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は一抜け方式を適用しない。
 - (1) 順に落札者を決定した結果、有効な入札書を提出した者が先の案件の落札者のみとなった場合
 - (2) 落札候補者の入札参加資格審査の結果、落札候補者が先の案件の落札者のみとなった場合
- 4 一覧表内の一部の入札案件が中止又は不調となった場合は、当該案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続きを続行する。ただし、入札の公正性を阻害する恐れのある場合は、入札及び契約の手続きを中止する場合がある。

※有効な入札書とは、入札額が予定価格（税抜き）以下かつ最低制限価格（税抜き）以上の額の入札書をいう。